

令和8年（2026年）4月26日

各学校のPTA会長様

令和7年度豊中市PTA 連合協議会第3回総会の議事概要

豊中市PTA 連合協議会第3回総会の各議案に関し、下記の通り議決されましたのでご報告いたします。

記

1. 開催日時 令和8年（2026年）3月28日（土）14時～15時
2. 総会の成立要件について
議決権を行使することができる代議員の総数53名に対し、13名の出席、30名の委任状提出がありましたので総会は成立しております。
3. 議案の議決と賛否の内訳
 - (1) 第1号議案 令和7年度事業報告について 成立（賛成：43、反対：0）
 - (2) 第2号議案 令和7年度決算報告について 成立（賛成：43、反対：0）

○事業報告について

役員 「ブロック編成について協議したが、アンケートを参考にした結果、「ブロックの再編はしない」という結論に至った。ただ南部ブロックでは庄内さくら学園および庄内よつば学園の創設に伴い、ブロック活動費（1校×15,000円で算出）が減額になるため、活動費の分配については今後議論を行う必要がある。」

役員 「令和7年度PTA大会に関しては、参加者増加をめざしたことと、子どもたちとより触れ合える行事を考慮した結果、集客が見込めるモルック大会を開催した。」

○決算報告について

役員 「全体として収支合計が4,151,553円、支出合計が2,506,290円、残額が1,645,263円となった。また、会計監査人にて適正な会計処理であることを確認いただいたことを合わせて報告する。」

以上

豊中市 PTA 連合協議会
令和 7 年度会長 三間 隆之

[問合せ]

豊中市 PTA 連合協議会 PTA 事務局（社会教育課内）

担当：桐山、北田

電話：6858-2582

FAX：6846-9649

Mail：shakaikyouiku@city.toyonaka.osaka.jp

第1号議案

令和7年度活動報告

1. 会議(総会、役員会、情報交換会等)

月日	会議名	会場	主な案件
4/15	新役員説明会(引継ぎ会)	地域共生センター	連Pの概要説明、令和7年度役員選出
5/13	第1回役員会	地域共生センター	令和7年度事業計画・予算案及び総会開催方法・内容
6/14	第1・2回総会	生活情報センターくらし館	役員承認、事業計画・予算案承認・会則改正
7/15	第2回役員会	地域共生センター	単P周年記念事業お祝い金、オンライン会議用IDライセンス、会費と安全互助会制度の負担金の納入について、ブロック編成について
9/2	第3回役員会	地域共生センター	市長タウンミーティング、PTA大会の開催方式、ブロック編成について
10/14	第4回役員会	地域共生センター	PTA大会、府P表彰、市長タウンミーティング、ブロック編成について
11/6	市長とのタウンミーティング	市役所応接室	市長、教育長との情報交換
11/18	第5回役員会	地域共生センター	PTA大会
12/9	第6回役員会	地域共生センター	PTA大会
1/27	第7回役員会	地域共生センター	PTA大会、府P表彰、部活動の地域展開について
2/26	第8回役員会	地域共生センター	PTA大会振り返り、総会について
3/28	第3回総会	生活情報センターくらしかん	令和7年度の活動報告、決算報告

※役員会や情報交換会の議事概要を連Pホームページに掲載

■ブロック編成について

○議論のきっかけ

小中一貫教育の推進(義務教育学校の設置など)に伴い、令和4年度に編成した現在のブロックにつき2年が経過したため、令和7年6月14日の総会で今年度見直しするかどうかを検討することとした。

○議論の経過と結論

第2回～第4回役員会での議論および単Pへのアンケートを行った結果、ブロックの再編はせず、PTAブロック活動費の配分を見直すこととなった。また、必要に応じて、中学校PTA会長会をブロック会議とは別に実施することとする。

※アンケートは別紙参照

2. 大会・各委員会活動・その他の活動等

事業	月日	会場	概要・テーマ
令和7年度PTAモルック大会	2/7	豊島公園	豊中市内小・中学校PTA関係者相互の交流と親睦を深め、学校・地域を越えたつながりを育むことを目的としてモルック大会を開催

3. 各ブロック協議会活動

ブロック名	事業	月日	会場	概要・テーマ
北西部	スポーツ大会	11/22	第十四中	モルック大会の開催
西部	研究大会	9/13	第十八中	PTA活動についてのディスカッション
北中部	スポーツ大会	11/29	第十一中	モルック大会の開催
南部・東部(合同)	研究大会・スポーツ大会	11/30	旧さくら学園中	スポーツ大会:モルック大会の開催 研究大会:交通安全講習

4. 日本PTA全国協議会／大阪府PTA協議会

事業	月日	会場	概要
日本PTA全国研究大会	8/22・23	石川県立音楽堂コンサートホール	・改めて「PTA」の意義を再確認し、これからのPTA活動の視点やヒントを見出すための講演・トークセッション
日本PTA近畿ブロック研究大会・大阪府大会	11/4	大阪国際会議場	・あたらしいPTAのカタチを探し見出す機会を創出する ・特別分科会で委員会メンバーとして防災にかかる発表を行った
大阪府PTA研究大会	1/17	大阪市立中央会館	・事例発表、団体表彰(豊中市連P、第三中学校が受賞)、講演会 ほか

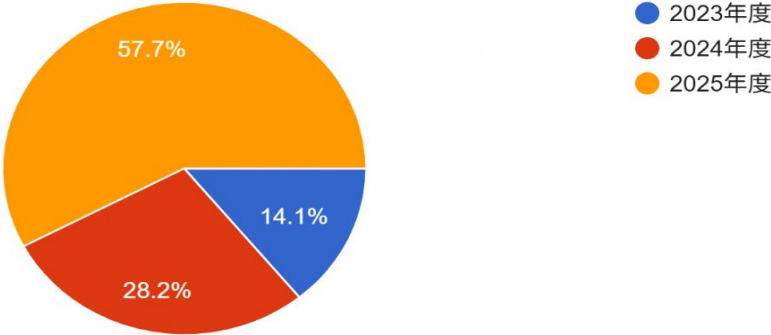
※その他、府PTAにおいては総会、会長連絡会、事務局担当者会、各委員会研修会を実施

5. 主な関係団体活動（下記の関係団体等に委員等として役員が参画）

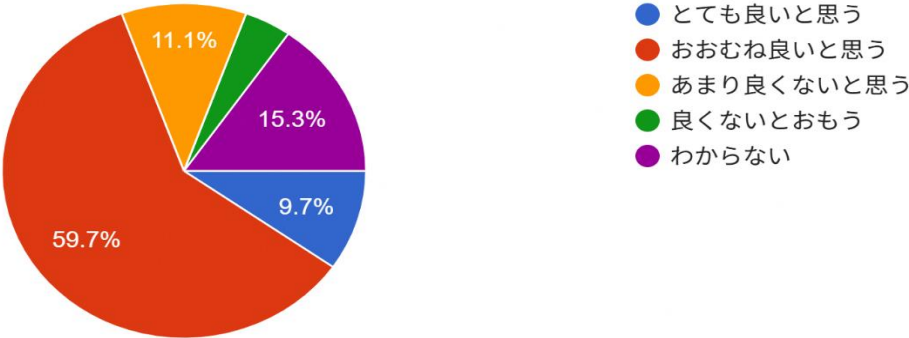
- ・大阪府PTA協議会
- ・子どもの進路を保障する会
- ・豊中市青少年健全育成協議会
- ・豊中市安全なまちづくり推進協議会
- ・「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会
- ・人権啓発市民ネットワーク会議
- ・豊中市食育推進協議会
- ・社会を明るくする運動実施委員会
- ・豊中市まちを美しくする運動連絡会議
- ・通学路交通安全推進協議会
- ・豊中市いじめ問題対策協議会
- ・豊中市特別職報酬等審議会

■ブロック編成についてのアンケート結果

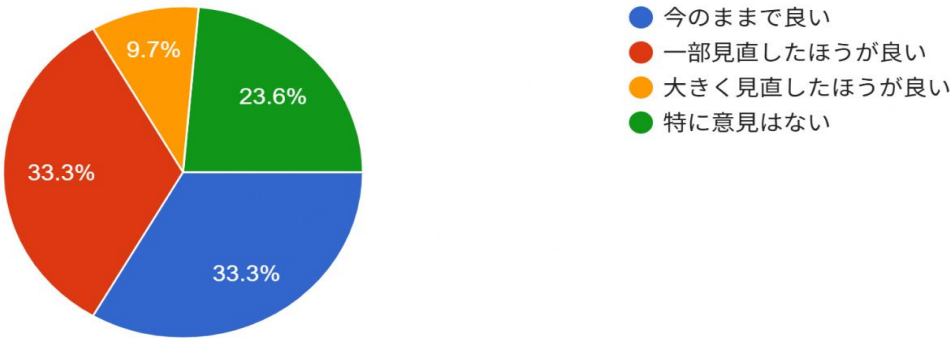
所属年度
71件の回答



現在のブロック編成について、どう感じますか？
72件の回答



今後のブロック編成について、どのように考えますか？
72件の回答



第2号議案

令和7年度（2025年度）豊中市PTA連合協議会 決算報告

■収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	増減額 (b-a)	摘要
前年度繰越金	1,979,730	1,979,730	0	前年度繰越金
会費	1,279,280	1,224,000	△ 55,280	(@40×児童生徒数30,600人)
保険負担金	756,000	493,605	△ 262,395	(@63×世帯数7,250+教職員数585人)
補助金	450,000	450,000	0	豊中市補助
助成金	180,895	0	△ 180,895	大阪府PTA協議会活動助成金
雑収入	1,070	4,218	3,148	預金利息
合計	4,646,975	4,151,553	△ 495,422	

■支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	増減額 (a-b)	摘要	
活動費	1,300,000	757,996	542,004	協議会活動費	457,996
				周年記念お祝い金制度	300,000
				日Pおよび近畿P研究大会参加費	0
PTA大会費	600,000	377,049	222,951	モルック大会運営費、文芸センターキャンセル料	377,049
保険料	700,000	492,000	208,000	傷害保険料	454,430
				賠償責任保険料	37,570
見舞金	56,000	0	56,000	入院・通院@10000×5件+通院@3000×2件	0
負担金	860,000	827,875	32,125	大阪府PTA協議会分担金	822,875
				通路保障の会負担金	0
				社会福祉協議会賛助金	5,000
システム費	75,000	41,140	33,860	ホームページ運営管理費、修正費、ズームIDライセンス費	41,140
旅費	50,000	0	50,000	役員交通費	0
印刷費	20,000	4,400	15,600	名刺等	4,400
事務費	75,000	5,830	69,170	振込手数料	5,830
会議費	50,000	0	50,000	会場借上料	0
予備費	860,975	0	860,975	予備費	0
合計	4,646,975	2,506,290	2,140,685		

■全体収支

(単位：円)

	収入 (A)	支出 (B)	残額 (A-B)	摘要
令和7年度	4,151,553	2,506,290	1,645,263	

■安全互助制度・基金（収入の部）

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	増減額 (b-a)	摘要
前年度繰越金	2,076,929	2,076,929	0	繰越金
雑収入	0	3,626	3,626	預金利息等
合計	2,076,929	2,080,555	3,626	

■安全互助制度・基金（支出の部）

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減額 (a-b)	摘要
予備費	2,080,555	0	2,080,555	予期せぬ大規模事故による安全互助制度の支出に備えるもの
合計	2,080,555	0	2,080,555	

上記のとおり、令和7年度会計の決算について報告します。

令和8年（2026年）3月23日

豊中市PTA連合協議会会長

三間 隆之



豊中市PTA連合協議会会計

中野 美香



関係諸帳簿を監査した結果、適正に執行されたことを認めます。

令和8年（2026年）3月23日

豊中市PTA連合協議会会計監査

内田 利行



豊中市PTA連合協議会会計監査

片岡 伸元



豊中市PTA連合協議会 会則

第1章 名 称

第1条 本会は豊中市PTA連合協議会と称する。

第2章 定 義

第2条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊中市立小学校、中学校、義務教育学校のPTAを単位PTAとする。
- (2) 前号にあたる任意団体が無い学校については、学校長が認めたPTA資格を有する団体をPTAに類する団体とすることができる。
- (3) 前各号にあたる任意団体の総称を単位PTA等とする。

第3章 目 的

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 本会に所属する単位PTA等相互の連絡調整を図り、単位PTA等並びに豊中市PTA全体の健全なる発展に寄与する。
- (2) 豊中市立学校並びに地域社会の教育環境の向上に努める。
- (3) 教育問題について、本会に所属する単位PTA等の会員の関心を深めると同時に、家庭教育の振興を図る。

第4章 方 針

第4条 本会は次の方針に基づいて活動する。

- (1) 単位PTA等の自主活動を尊重し、相互の啓発と親善を図る。
- (2) 本会は教育を本旨とする自主独立のものであって、他の団体からの支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。

第5章 活 動

第5条 本会は第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会議や研修等の活動によって単位PTA等の会員に研修と相互研鑽の機会を設けるとともに、相互の親睦を深める。
- (2) 単位PTA等が抱える広域的な問題等について協議し、関連する団体や機関と懇談等を行い、その解決に努める。
- (3) 国や自治体に働きかけ、学校教育の充実並びに地域教育環境の整備充実を図る。
- (4) 青少年の教育と福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
- (5) 各種調査研究、情報交換、また資料作成とその提供を行う。
- (6) その他、目的達成のために必要な活動を行う。

第6章 構 成

第6条 本会は単位P T A等をもって構成する。

第7条 各単位P T A等は本会の目的達成のため互いに努力するものとする。

第7章 代 議 員

第8条 本会は所属する単位P T A等の会長を代議員とし、総会を構成する。

第9条 代議員の任期は毎年5月1日から翌年4月末日に至る1年間とする。ただし、各単位P T A等において新年度代議員が選出されるまでは、その任にあたる。

第8章 役員・顧問

第10条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長兼会長代行 2名
- (3) 副会長兼書記 1名
- (4) 副会長兼会計 1名
- (5) 副会長 若干名

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。ただし、本会の代表権及び常務の一部について、会長の選任する役員にその処理を委任することができる。また会長は、総会、役員会を招集し、各協議会、各種会合や事業の報告を受ける。
- (2) 会長代行は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。また、会長代行2名はそれぞれブロック協議会担当副会長、委員会担当副会長とする。
- (3) 書記は本会の議事並びに本会の活動に関する事項を記録、保管する。
- (4) 会計は本会の会計事務にあたり、総会において会計報告を行う。

第12条 本会は役員経験者の中より若干名の顧問をおくことができる。

第13条 役員並びに顧問の任期は、毎年5月1日から翌年4月末日に至る1年間とする。ただし、新年度役員並びに顧問が選出されるまでは、その任にあたる。

第9章 役員・会計監査委員の選出

第14条 本会の役員・会計監査委員の選出は次の方法によって行う。

- (1) 各ブロック協議会においてブロック長及び副ブロック長を互選する。
- (2) 各ブロック長及び副ブロック長に前年度役員若干名を加えて役員選出委員会を構成し、役員を互選する。ただし、委員長には前年度会長があたる。
- (3) 役員選出委員会において、単位P T A等の会長または副会長の中から副会長若干名と会計監査委員2名を推薦、指名する。
- (4) 副会長並びに会計監査委員は、役員選出委員会の推薦を受けて会長が委嘱する。
- (5) 役員並びに会計監査委員は総会において承認される。
- (6) ただし、推薦が困難な場合はこの限りではない。

第10章 会議及び組織

第15条 本会はその目的達成のために次の会議及び組織を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 協議会

第11章 総 会

第16条 総会は本会の最高議決機関であり、代議員たる単位PTA等の代表(会長)をもって構成し、参集のほか、書面や電磁的記録等で開催することができる。

第17条 総会は定時総会と臨時総会とし、会長が招集する。

(1) 定時総会

定時総会は毎年3回開催し、役員・会計監査委員の承認、活動計画・予算案の承認、活動報告・決算報告・会計監査報告の承認、その他重要事項の審議を行う。

(2) 臨時総会

臨時総会は役員会が必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の要求があった時には開催することができる。

第18条 総会は代議員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立し、議決は別に定める事項を除き出席者の過半数によって行う。

第19条 代議員は所属単位PTA等の役員その他を代理人として、総会における議決権を委任することができる。

第12章 役員会

第20条 役員会は本会の執行機関として、次の任務を行う。

- (1) 総会で決定された事項を執行し、緊急事項はその都度審議、処理する。
- (2) 各協議会から提起された議題について審議あるいは協議する。
- (3) 各協議会において企画立案された活動計画・予算案、並びに活動報告・決算報告などを検討し、総会に提出する。

第21条 役員会は原則として毎月1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合あるいは構成員の3分の1以上の要求があった時は、臨時役員会を開催することができる。

第13章 協議会

第22条 本会は次の協議会を設置する。

小・中・義務教育学校PTA協議会。ただし、活動を円滑に推進するために、小・中・義務教育学校を複数ブロック(例:北東部・北中部・北西部・東部・西部・南部)に分割して協議会活動を行うものとする。

第23条 協議会は第5条の活動を推進する中で、次の役割を持つ。

- (1) 本会与単位PTA等の連絡と連携に努め、定例会議を開催して相互の情報交換や諸問題の協議を行い、活動の充実を図る。

(2) 研究会や懇談会等を開催し、その円滑な実行に努める。

第24条 協議会の構成は次のとおりとする。

(1) 各協議会はそれぞれ所属する単位PTA等の会長またはその代行者をもって構成する。

(2) 第22条の各協議会に会長1名、副会長若干名をおき、ブロック長がその任にあたる。

第25条 各協議会は原則として月1回定例会議を開催するものとし、ブロック長がこれを招集する。

第14章 委員会

第26条 会長は役員会の承認を得て、委員会を設置することができる。

第27条 委員会は委員会担当副会長が招集し、随時開催する。

第15章 会計

第28条 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってまかなう。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第29条 会費は1単位PTA等あたり児童・生徒1名につき年額40円とする。

第30条 会費は、毎年7月20日までに納入するものとする。

第31条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月末日に終わる。

第16章 会計監査

第32条 本会の会計を監査するため、会計監査委員2名をおき、その選任は第14条にしたがう。

第33条 会計監査委員はその年度の会計を随時監査し、その結果を総会において報告する。

第17章 会則の改正

第34条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第18章 退会

第35条 退会を希望する単位PTA等は、その旨を本会に通知し、原則として未納の会費はこれを納入の上、退会することができる。但し、やむを得ない理由がある場合は役員会でその処遇を決めることができる。

第19章 事務局

第36条 本会の事務局は豊中市教育委員会事務局社会教育課内におく。

第20章 その他

第37条 本会則に規定のない事項については、役員会においてこれを定める。

附 則

昭和31年11月10日制定、昭和47年12月16日改正、昭和49年12月14日改正
昭和51年 3月27日改正、昭和52年 2月26日改正、昭和55年 5月27日改正
昭和62年 6月 8日改正、昭和63年 3月26日改正、平成 元年 3月25日改正
平成 元年 6月 9日改正、平成 4年 1月 8日改正、平成 4年 3月21日改正
平成 5年 1月 8日改正、平成 5年 4月 3日改正、平成12年 3月25日改正
平成15年 6月21日改正、平成18年 3月25日改正、平成23年 6月11日改正
平成27年 3月21日改正、平成29年 6月10日改正、平成30年 3月17日改正
平成31年 4月 1日改正、令和 5年 4月 1日改正、令和 6年 5月 1日改正
令和 6年 6月22日改正、令和 7年 3月15日改正、令和 7年 6月14日改正